

議第 33 号

高島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 6 日

高島市長 福 井 正 明

高島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

高島市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年高島市条例第 281 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 900 円」を「9, 100 円」に改める。
別表中「12, 440」を「12, 500」に、「13, 320」を「13, 350」に、「10, 670」を「10, 800」に、「11, 550」を「11, 650」に、「8, 900」を「9, 100」に、「9, 790」を「9, 950」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の高島市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項および別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた高島市消防団員等公務災害補償条例第 4 条に規定する損害補償（以下、「損害補償」という。）ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金および同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。